

第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年 7月17日 (水) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏
19 草深 みつよ・21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 10 牧野 礼吉・11 清水 喜代己

事 項

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (所有権移転)
報告第4号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について (所有権移転)
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (賃貸借権)

- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）
 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
 議案第8号 事業計画変更承認申請について
 議案第9号 非農地証明願について
 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>第7回第1農地部会を始めます。 まず始めに本日の欠席は0名です。 議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 10番の牧野 礼吉委員、11番の清水 喜代己委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>すみません。座って説明をさせていただきます。それでは報告案件の説明をさせていただきます。</p> <p>議案書の1ページから4ページをお願い致します。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から7で合計件数は7件、合計面積は35,162.72㎡、その内訳は田が30,228.91㎡、畑が4,933.81㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対指導しております。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1、共同住宅用地 番号2、一般住宅及び進入路用地 番号3、一般個人住宅用地 でございます。</p> <p>合計件数は3件で、合計面積はすべて畑で1,623㎡でございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移</p>

転)、でございます。

番号1、一般個人住宅用

番号2、駐車場及び通路用地

番号3、資材置場用地

番号4、住宅敷地用地

番号5から番号7、太陽光発電施設用地 でございます。

合計件数は7件で、合計面積は2, 570. 34㎡、その内訳は田が1, 100㎡、畑が1, 470. 34㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号 1、権利者 _____、申請地は田で、面積が561㎡、取得年月日は、平成11年2月3日でございます。

この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、面積は田で、561㎡でございます。

報告案件につきましては、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。それでは議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局

8ページから9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 櫛形、受人 _____、面積 11, 224㎡、渡人 _____、面積 253㎡、申請地 小舟八幡田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 105㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 藤水、受人 _____、面積 6, 084㎡、渡人 _____、面積 3, 036㎡、申請地 藤方南八木田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 71㎡。

これにつきましては、受人は、自己所有農地の隣接地であり、耕作の利便性が良い為、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 豊津、受人 _____、面積 3,456㎡、渡人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、面積 71㎡、申請地 河芸町一色起 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 71㎡。

これにつきましては、受人は、隣接地を所有していることから、転用許可を得て、事業着手前であった渡人に要望し、申請地を分筆した上で譲り受け、営農を拡大するものです。なお、当地区の下限面積は、3,000㎡となっております。

番号4、地区 棕本、受人 _____、面積 24,636.65㎡、渡人 _____、面積 9,746㎡、申請地 芸濃町棕本西富家 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 26㎡ 外2筆、合計面積 98㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 雲林院、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 10,887㎡、申請地 芸濃町雲林院西之院 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,574㎡ 外10筆、合計面積 10,821㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号6、地区 辰水、受人 _____、面積 2,559㎡、渡人 _____、面積 9,099㎡、申請地 美里町家所坂井 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 434㎡ 外4筆、合計面積 2,510㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により労力不足である渡人から、実家の隣接地に位置し、耕作がしやすい申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は6件、合計面積は13,676㎡で、その内訳は田が8,537㎡、畑が5,139㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

はい。ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺う前に今月から新たに19番 草深委員、23番 川邊委員にも現地確認に加わっていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、番号1 楡形よろしくお願ひします。

東海委員 4番の東海です。7月15日に地元推進委員と確認させていただきました。別に問題ありませんでした。

議長 番号2 地区 藤水。

村澤委員 5番、村澤です。別に問題ないと思います。

議長 番号3 地区 豊津。

喜多委員 8番、喜多です。地元推進委員と現地調査を行いました。別に問題ありませんので事務局の説明の通りでございます。よろしくお願いいたします。

議長 番号4 地区 棕本。

牧野委員 10番、牧野です。現地の方も確認してもらいました。何ら問題ないという事です。

議長 番号5 地区 雲林院。

片岡委員 9番、片岡です。7月9日に現地確認いたしまして、地元推進委員とともに申請通りの内容であることを確認しましたので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。番号6 地区 辰水。

清水委員 11番、清水です。何ら問題がないと思います。

議長 番号1から番号6まで地元委員さん、異議のない旨の発言ありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

議長 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町三行高城_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,209㎡。

これにつきましては、平成29年1月18日付けにて許可を受け、これまで耕作をしてきましたが、水利など耕作条件の不良から苦慮し、思うような収穫に結びつかなかったため、改めて議案第4号の番号15で審議いただく内容により、許可を得ようとするため許可の取消願が提出されております。

以上、件数は1件、面積は田で2,209㎡でございます。

以上で説明終わります。
ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 黒田。

喜多委員 番号8、喜多です。事務局の説明の通り、これまで田を耕作していましたが、収穫に結びつかないことから、当申請となりました。よろしく申し上げます。

議長 番号1について、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

議長 次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 藤水、申請者 _____、申請地 藤方黒木_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 598㎡の内400㎡。

これにつきましては、申請地の近接地に眼科や耳鼻科など、複数の医療施設が

あり、これらより要望を受け12台分の貸駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里睦合町南浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 470㎡ 外3筆、合計面積 1,370㎡の内225㎡。

これにつきましては、申請者が所有する小さな面積で複数ある畑を、今後の維持管理を考え一度合筆した上で、必要最低限の面積で分筆し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 村主、申請者 _____、申請地 安濃町今徳西前野_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 237㎡。

これにつきましては、自己所有地の山林を間伐するために、法面を含み使用できる面積は限られますが、地続きで立地的に利点の良い申請地を材木置き場用地とするものです。

なお、平成15年頃に、今は閉鎖されている自己が近接地で経営していた会社の従業員用駐車場として造成してしまっている旨の始末書が提出されています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町安濃濱井場_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 356㎡ 外3筆、合計面積1,256㎡。

これにつきましては、昭和54年3月頃に、獣害被害や日照状況等の耕作条件の悪さから、やむを得ず杉・桧を植林し、これまで山林として管理されてきた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は畑で2,118㎡でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 藤水。

村澤委員

5番、村澤です。先日9日に地元推進委員と現場確認させていただきました。

別に何の問題もありませんでした。

議 長 番号2 地区 大里。

草深委員 19番、草深です。7月9日に田中委員と地元推進委員の三人で現地を確認させていただきました。何の問題もありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。
番号3 地区 村主。

内藤委員 13番、内藤です。7月9日、海野委員とともに現地確認を行いました。地元推進委員も来ていただき、何も問題なしという事のでございましたので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。
番号4 地区 安濃。

海野委員 12番、海野です。7月9日に内藤委員と地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明通りで何の問題もないと思います。以上です。

議 長 番号1から番号4まで地元委員さん、異議のない旨の発言ありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 12ページから16ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町北永定 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 559㎡。

これにつきましては、受人は夫と共に、近接地で警備会社を営んでいることから、渡人から申請地を譲り受け、申請地を従業員用として16台分の駐車場用

地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町九門久 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 459 m²。

これにつきましては、受人は家族が近接地で薬局や歯科医院を営んでいることから、渡人から申請地を譲り受け、申請地を従業員用として12台分の駐車場用地とするものですが、10年ほど前から既にこの用途に供されている旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 栗真 外、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 白塚町石神 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 24 m² 外2筆、合計面積 1,501 m²。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、604.82 m²、パネルの設置率は、転用面積の40.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 楡形、受人 株式会社 _____ 代表取締役社長 _____、渡人 _____、申請地 分部長鉢 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 342 m² 外2筆、合計面積 628.91 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、583.20 m²、パネルの設置率は、転用面積の92.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 楡形、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外3名、申請地 産品宮ノ前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 72 m² 外6筆、合計面積 549 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、348.14 m²、パネルの設置率は、転用面積の63.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 楡形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 産品宮ノ前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 479 m² 外1筆、合計面積 485.61 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電

電施設用地とするものです。パネル設置面積は、338㎡、パネルの設置率は、転用面積の69.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 殿村井尻 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 62㎡。

これにつきましては、受人は、申請地の隣接地で、_____、このたび当施設の敷地内である、_____に特別養護老人ホーム施設を増設するため、申請地周辺の山林等を含めた土地を一体利用し、駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 片田、受人 _____、渡人 _____、申請地 片田志袋町細石前 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 17㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭用地とするものですが、このたび自己が所有する土地を整理していたところ、越境していることが判明したため分筆し、当申請に及んだ旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 片田、受人 _____ 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 片田町東谷山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 513㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自己が代表を務め経営する法人で、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、221.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 大里睦合町毛抜 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 981㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、437.94㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 大里、受人 _____、渡人 _____、申請地 大里睦合町毛抜 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 991㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、498.48㎡、パネルの設置

率は、転用面積の50.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

番号12、地区 大里、受人 社会福祉法人 _____ 理事長 _____、
渡人 _____、申請地 大里窪田町野々垣内_____、台帳地目・現況地目と
も田、面積 1,756㎡ 外1筆、合計面積 3,541㎡。

これにつきましては、受人は、_____、これまで手狭であることから、苦慮
してきたため、このたび渡人から申請地を譲り受け、移設する為申請地を保育所
建設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 大里、受人 _____、渡人 _____、申請地 大里睦合
町大久保_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 248㎡。

これにつきましては、受人は、隣接する宅地を同時購入し、移住しようとする
ものですが、当敷地は狭く、自家用車や趣味に伴う資材を置くスペースが足りて
いないことから、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場及び駐車場用地
とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 上野、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 河芸町西千里西浦_____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 846㎡ 外1筆、合計面積 1,474㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発
電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、523.77㎡、申請地の西側にある法面を除いた設置有
効面積1,298㎡に対するパネル設置率は40.4%となります。農地区分は、
第2種農地と判断されます。

番号15、地区 黒田、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 河芸町三行高城_____、台帳地目・現況地
目とも田、面積 240㎡ 外2筆、合計面積 2,488㎡。

これにつきましては、受人は、_____、作業時間の短縮を図る中継基地とし
て、建設機械の駐車場を整備するため、渡人から申請地を譲り受けるものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 雲林院、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 芸濃町雲林院西之院_____、台帳地目・現況地目と
も畑、面積 669㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発
電施設用地とするものです。パネル設置面積は、424.80㎡、パネルの設置

率は、転用面積の63.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

番号17、地区 長野、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町北
長野前田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,065㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発
電施設用地とするものです。パネル設置面積は、435.42㎡、パネルの設置
率は、転用面積の40.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

番号18から番号21については、同一事業内での転用事案となりますことか
ら、一括して説明させていただきます。

まず、番号18から番号21につきましてはすべて、地区 高宮で、受人は
_____ 株式会社 代表取締役 _____となります。

番号18の詳細は、渡人 _____、申請地 美里町足坂西之垣内_____、
台帳地目・現況地目とも田、面積 181㎡ 外8筆、合計面積 1,817.
97㎡。

申請地を太陽光発電施設・倉庫及び建設機械置場用地とするものです。

番号19の詳細は、渡人 _____、申請地 美里町足坂西之垣内_____、
台帳地目・現況地目とも田、面積 793㎡。

申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

番号20の詳細は、渡人 _____、申請地 美里町足坂西之垣内_____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 297㎡。

申請地を資材置場用地とするものです。

番号21の詳細は、渡人 _____、申請地 美里町足坂奥之垣内_____、
台帳地目・現況地目とも田、面積 82㎡ 外1筆、合計面積 250㎡。

申請地を建設機械置場・資材置場・駐車場用地とするものです。

これらにつきましては、受人は、市内で太陽光発電事業を多数手掛け、事業拡
大と共に、年々建設機械や資材等が増え、自社敷地内では手狭で苦慮している状
況にあり、今後も申請地に隣接する地区へ事業拡大を計画していることから、中
心に位置し、周辺に5カ所の太陽光発電施設を既に保有している当該地に、市内
で点在している建設機械や資材を集約し、拠点とするため転用しようとするもの
です。

なお、資材の整理作業・隣接地で行う太陽光事業の維持管理をするため訪れる、

従業員用の駐車場2台分も同時に確保し、番号18と番号19のパネル設置面積は、804.44㎡、パネルの設置率は、不整形地であることから転用面積の36.6%になります。

農地区分は、4件ともすべて第2種農地と判断されます。

番号22、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野上之郷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 601㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、245.68㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号23、地区 村主、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町浄土寺東川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 449㎡ 外1筆、合計面積 703㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、507.99㎡、パネルの設置率は、転用面積の72.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号24、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多見泥_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 429㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号25、地区 香良洲、受人 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町南新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,368㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、648.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号26から番号28については、別事業であるために、それぞれ議案として記載させていただいておりますが、同一人物での転用案件であるため、一括して説明させていただきます。

まず、番号26から番号28につきましてはすべて、地区 香良洲で受人は _____ となります。

番号26の詳細は、渡人 _____ 外1名、申請地 香良洲町大新田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 221㎡ 外4筆、合計面積 1,007㎡。

申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、419.84㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.7%になります。

番号27の詳細は、渡人 _____、申請地 香良洲町大新田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 334㎡ 外2筆、合計面積 951㎡。

申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、501.84㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.8%になります。

番号28の詳細は、渡人 _____、申請地 香良洲町大新田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 318㎡ 外1筆、合計面積 830㎡。

申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、442.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.3%になります。

農地区分は、3件ともすべて第3種農地と判断されます。

以上、件数は28件、合計面積は25,278.49㎡、このうち田が18,092.97㎡、畑で7,185.52㎡、でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、2 地区 白塚。

田村委員 3番 田村です。地元推進委員と、一部栗真地区が含まれるため、栗真地区の推進委員も含め7月9日現地確認を行いました。事務局説明通りで何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

2番ですが、これも7月9日に地元推進委員と現地確認を行いました。こちらについても事務局説明通りで何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 番号3 地区 栗真。

坂野委員 21番 坂野です。栗真で一部白塚になっていますが、7月9日に地元推進

委員と現地確認を行いました。問題ないと思われま

議長 番号4から番号9まで、地区 櫛形、片田。

東海委員 東海です。番号4ですが、7月9日現地確認を行いました。その時に川邊委員
地元推進委員と確認させていただきました。

5番も同じく川邊委員と地元推進委員と現地確認させていただきました。

6番は櫛形ですが、これも同じく川邊委員と地元推進委員と現地確認させてい
たいただきました。

7番もこれも同じく川邊委員さんと地元推進委員と現地確認させていただきました。

8番は片田ですが、これも同じく川邊委員と地元推進委員と現地確認させてい
たいただきました。

9番は片田ですが、これも同じく川邊委員と地元推進委員と現地確認させてい
たいただきました。

いずれも問題ありませんでした。よろしくお願ひします。

議長 ありがとう。番号10から13、地区 大里。

草深委員 19番 草深です。10番、11番は田中農業委員と地元推進委員の方と確認
させていただきました。問題ありませんでした。

それと12番は、会長さんと部会長さんと、田中さんと地元推進委員と確認さ
せていただきました。問題ありません。

それと13番は田中委員さんと地元推進委員と確認させていただきました。問
題ありません。よろしくお願ひします。

議長 番号14 地区 上野。

喜多委員 8番 喜多です。9日に会長・部会長来ていただきまして見てもらいまして、
別に問題なしという事で事務局の説明の通りです。よろしくお願ひします。

議長 番号15 地区 黒田。

喜多委員 これも9日に会長・部会長来ていただき現地確認を実施しました。当日は地元
推進委員が欠席ではありましたが、事前に一緒に確認をしております。問題なし
で事務局の説明の通りです。よろしくお願ひします。

議長 番号16 地区 雲林院。

片岡委員 番号9 片岡です。7月9日に地元推進委員と2名で現地確認しまして申請通り間違いございませんので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 番号17から番号22、地区 長野と高宮。

清水委員 11番 清水です。17番ですが、9日の日に会長と部会長、事務局と地元推進委員と現地確認いたしまして、何の問題もないと考えております。

18番から22番は1か所に固まっている場所で、7月9日地元推進委員2名と私で現地確認行いましたところ、何ら問題ありませんでした。みなさんよろしく願いいたします。

議長 番号23番 地区 村主。

内藤委員 13番 内藤です。7月9日に農業委員とともに現地を確認させていただきました。地元推進委員も問題なしという事でしたので、よろしく願いします。

議長 番号24番 安濃。

海野委員 海野です。7月9日に農業委員と地元推進委員と現地確認を行いました。何の問題もなしと判断させていただきました。よろしく願いします。

議長 番号25から番号28、地区 香良洲。

村澤委員 5番 村澤です。7月9日に現地確認しました。地元推進委員も別に何の問題もないという事で、よろしく願いします。

議長 番号1から番号28について、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可することに決定いたします。

議長 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局

17ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 安東、借人 _____、貸人 _____、申請地 安東町山神戸 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 468㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、199.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 楡形、借人 _____、貸人 _____、申請地 産品壺ノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,064㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、434.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安西、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町多門若一 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 747㎡ 外1筆、合計面積 1,074㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、708㎡、パネルの設置率は、転用面積の65.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 草生、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安濃町安部下津見 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 204㎡ 外1筆、合計面積 471㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設及び資材倉庫用地とするものです。

パネル設置面積は、318.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の67.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 村主、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町川西岡副 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 856㎡ 外2筆、合計面積 1,112㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、472.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 安濃、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安濃町安濃上大谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,023㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、708.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の69.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は5,212㎡、このうち田が747㎡、畑で4,465㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 安東。

川邊委員

はい。23番、川邊でございます。太田部会長は1000㎡以上となる案件の現地確認に行っていたので、私と地元推進委員、事務局とで7月9日に現地確認いたしました。特に問題はなかったのですが、申請地の北側に市道があり、一部に水が溜まっていたことから、工事の際に注意することと、自治会長に事業説明するよう要請しておきました。以上です。

議 長

番号2 地区 楡形。

東海委員

4番 東海です。7月9日の日に川邊委員と地元推進委員、事務局とで回らせて頂きました。何も問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長

はい。番号3 地区 安西。

片岡委員

はい。9番 片岡です。

地元推進委員と委員2名で現地確認をいたしました。別に問題なく承認いたしましたので、よろしく申し上げます。

議 長 　　　　はい。番号4 地区 草生。

内藤委員 　　　　はい。13番 内藤です。4番、5番と続けて報告させていただきます。

4番につきまして、7月9日、海野委員とともに現地確認を行いました。地元推進委員さんも来ていただきまして、この案件につきましても問題ないという事でございます。

村主地区の5番でございます。これも7月9日、海野委員とともに現地確認を行いました。これは守山会長、太田部会長、事務局の方と説明を受けて、事務局の説明通りでございました。地元推進委員も問題なしという事でございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 　　　　番号6 地区 安濃。

海野委員 　　　　はい。12番 海野です。

7月9日守山会長、太田部会長お越しいただきまして、農業委員と地元推進委員で現地確認を行いまして、問題なしという判断をさせて頂きましたので、よろしくお願いいたします。

議 長 　　　　番号1から番号6まで地元委員さん、異議のない旨の発言ありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 　　　　〈一同 異議なし〉

議 長 　　　　それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可することに決定いたします。

議 長 　　　　次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 　　　　18ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 楡形、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安東町松ヶ鼻_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 409㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、275.52㎡、パネルの設置率は、転用面積の67.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で409㎡、でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 楡形。

東海委員 4番 東海です。
7月9日の日に現地確認を行いました。地元推進委員は当日欠席ではありましたが、事前に確認した旨の報告を受けております。事務局、川邊委員、それから私の3人で現場確認をさせて頂きました。何の問題もありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、地上権の説明をお願いします。

事務局 太陽光施設の設置状況としましては、一般的な施工方法とは変わりません。
しかしながら、権利部分で力関係が地権者と事業者が同等となります。通常の賃貸借権ですと、地権者の判断で勝手に土地を売ることができるのですが、地上権設定となりますと、地権者は事業者の同意がないと勝手に土地の売買が出来ないという、より強固な貸借関係となります。登記簿上も地上権設定として登録することが可能となる権利となります。

議 長 皆さん、よく覚えておいてください。

議 長 番号1について地元委員さんから、異議のない旨の発言ありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用

貸借) 事務局の説明をお願いします。

事務局

19ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)でございます。

番号1、地区 神戸、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地 野田梁瀬_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 145㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅及び庭用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 高野尾、借人 _____、貸人 _____、申請地 高野尾町新出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 204㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 村主、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町今徳西前野_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 468㎡ 外1筆、合計面積 499㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

なお、平成15年頃に、貸人が近接地で経営していた会社の従業員用駐車場として造成してしまっている旨の始末書が提出されています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は畑で848㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1 地区 神戸。

東海委員

4番 東海です。7月9日の日に現地確認を行わせていただきました。地元推進委員は当日欠席でしたが、問題ない旨の連絡を事前にうけております。当日は、私と事務局の人たちで現地確認を行わせていただきましたけれども、何

も問題はありませんでした。

議 長 番号2 地区 高野尾。

田中委員 2番 田中です。7月9日の日に事務局と地元推進委員と現地確認をさせて頂きまして、特に問題がないという事でした。また、あくる日の7月10日には地元農業振興協議会でも審議していただきまして、問題はないということでしたのでよろしくお願いいいたします。

議 長 番号3 地区 村主。

内藤委員 13番 内藤です。7月9日地元推進委員とともに現地確認を行わせていただきました。何ら問題なしという事でしたのでよろしくお願いいいたします。

議 長 番号1から3について地元委員さんから、異議のない旨の発言ありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第8号 事業計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 20ページをお願いいいたします。

議案第8号 事業計画変更承認申請について、でございます。

番号1地区 明、申請者 株式会社 _____ 代表取締役 _____、申請地 芸濃町林平松_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 768㎡。

これにつきましては、既に許可を受けた内容の中で、権利設定の部分のみ変更が生じたため、申請者双方の合意により、賃貸借権から地上権へ変更するべく、既に許可を得ている権利部分のみの変更に対する承認を得ようとするものです。

なお、当初許可を得た転用事業の内容に、変更が生じていないことを踏まえ、農地法関係事務処理要領、各号に照らし合わせたところ、承認要件のすべてを満たしていると考えます。

番号2、地区 椋本、申請者 _____、申請地 芸濃町椋本横山_____、

台帳地目 田、現況地目 畑、面積 425㎡です。

これにつきましては、既に許可を受けた内容の中で、権利設定の部分のみ変更が生じたため、申請者双方の合意により、使用貸借から所有権の移転へ変更するべく、既に許可を得ている権利部分のみの変更に対する承認を得ようとするものです。

なお、当初許可を得た転用事業の内容に、変更が生じていないことを踏まえ、農地法関係事務処理要領、各号に照らし合わせたところ、承認要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、件数は2件、面積は田で1,193㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 明。

牧野委員 10番 牧野です。この件は、既に賃貸借権で許可を受けたものを地上権へ変えるということから、現地確認も行いましたが、事務局の説明どおり、何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。それから2番の件ですけれども、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 番号1、2について地元委員さんから、異議のない旨の発言ありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、承認することに決定いたします。

議長 次に議案第9号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。

議案第9号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 村主、願出者 _____、申請地 安濃町今徳西前野 _____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 524㎡。

これにつきましては、平成10年11月16日に撮影された、国土地理院の航空写真により、申請地はこの時すでに農業用倉庫用地として使用されていること

が確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件 面積は畑で524㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 村主。

内藤委員 13番 内藤です。この土地に関しましては、30年以上前から土地建物が建っており景観も変わっております。本人からの始末書も出ており、行政上何も支障がないと思われまます。地元推進委員も同意見でございましたのでよろしくお願
いいたします。

議 長 地元委員さんから、異議のない旨の発言ありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第9号については、証明することに決定いたし
ます。

議 長 次に別冊でお配りしました、議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条
の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いし
ます。

事 務 局 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で96,845㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,396、
契約件数は39件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で1,003㎡、契約件数は1件ござ
います。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で14,289㎡、契約件数は6件ござ

ございます。

芸濃地区につきましては、畑の賃貸借で13,064㎡、契約件数は7件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,444㎡、畑の使用貸借で3,728㎡、契約件数は7件でございます。

香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて127,581㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて22,188㎡、合計契約件数は60件、合計面積は149,769㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区17件、河芸地区1件、安濃地区6件、芸濃地区7件で合計31件、合計面積は115,328㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で51.7%、面積で77%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

番号1から番号62について、ご審議をお願いします。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは議案第10号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第7回第1農地部会を終了いたします。

午前11時18分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

令和元年7月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____